

水 際 対 策

【新型インフルエンザ発生以前】

2009年4月22日まで

- 鳥インフルエンザ（H5N1）に人が感染する事例が増加し、新型インフルエンザの発生が世界的に危惧されている状況を踏まえ、新型インフルエンザの発生直後から、まん延防止策を迅速に実施できるよう、検疫法及び感染症法の一部を改正した（平成20年5月12日施行）。
検疫法の改正内容は以下のとおりである。
 - ①新型インフルエンザ等感染症を隔離・停留等が可能な検疫感染症に追加する。
 - ②新型インフルエンザ等感染症について、医療機関以外の施設での停留を可能とする。
 - ③検疫所長は、停留には及ばないが感染したおそれのある者について、入国時点で、都道府県知事に通知することとする。
 - ④航空会社等に対する検疫業務に関する協力要請の規定を整備する。
 - ⑤隔離・停留等の費用を旅行者から徴収しないこととする。
- 新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議によって平成21年2月に改訂された「新型インフルエンザ対策行動計画」においては、「島国としての特性を生かし、検疫の強化等により、できる限りウイルスの国内侵入の時期を遅らせることが重要である。しかしながら、ウイルスの国内侵入を完全に防ぐことはほぼ不可能であるということ」を前提として、その後の対策を策定することが必要である。」（p5）との基本的考え方が示されるとともに、前段階（未発生期）、第一段階（海外発生期）、第二段階（国内発生早期）、第三段階（感染拡大期／まん延期／回復期）及び第四段階（小康期）の各発生段階に応じた対策が示された。
- 同年2月、同会議により「新型インフルエンザ対策ガイドライン」が策定され、その中で水際対策及び検疫に関するガイドラインによって基本的事項や対応について定め、平成19年に厚生労働省の新型インフルエンザ専門家会議で策定されたガイドライン同様、発生国を発航してから潜伏期間内に来航する航空機の検疫については原則として機内検疫で対応すること等が示された。
- 平成20年度補正予算において、検疫所による水際体制強化を図るため、機内検疫時に発熱者を確認するための携帯型サーモグラフィーの整備、確定診断を行うための検査機器や試薬の整備、感染防護服やマスクの整備等を行った。
- 新型インフルエンザが発生した場合、停留者（濃厚接触者）が多数になることが予想され、発症もしていない多数の者を医療機関に停留することは、医療機関の通常業務を妨げる可能性もあることから、発生国からの航空機及び船舶が集約される予定の成田空港、関西空港、中部空港、及び神戸港の宿泊施設関係者に対し、停留施設となるよう理解・協力を得るべく、厚生労働省より説明会を行ったが、確約にいたる施設はなかった。

【新型インフルエンザ海外発生以降】

2009年4月23日～5月15日

○ 4月23日（木）

- ・ 米国疾病管理センター（CDC）は、米国内で豚由来の A 型インフルエンザ（H1N1）ウイルスのヒトへの感染事例を報告し同日にカナダ政府から、メキシコにおいて重篤度の高い呼吸器疾患の患者が多数発生していると報告

○ 4月24日（金）

- ・ WHO は、米国の情報に加えメキシコで 3 月 18 日からインフルエンザ様疾患が捕捉され始め、4 月 23 日までに首都圏から 854 人以上の肺炎患者が発生し、そのうち 59 人の死亡が報告されていると発表

○ 4月25日（土）

- ・ 検疫所に「豚インフルエンザ（ヒト→ヒト疑い）に対する検疫対応について」指示
検疫所宛の指示事項
4 月 25 日のメキシコ便について、
 - ①サーモグラフィー監視の徹底
 - ②機側検疫（他便との混乱を避けるため、当該便のボーディングブリッジに近いところで検疫）を実施
 - ③有症者には任意の協力のもとに迅速診断検査を行い A 型インフルエンザの場合には任意の協力のもとに感染症指定医療機関に搬送
 - ④A 型の場合、航空会社に依頼して座席表・乗客名簿を入手
- ・ 厚生労働大臣の指示により、4 月 18 日、22 日のメキシコ便での入国者の健康状態の確認を実施（結果、発症者は把握されなかった）
- ・ 関係省庁対策会議幹事会（課長級）の開催（現状確認）

○ 4月26日（日）

- ・ 緊急参集チーム協議（確認事項：水際対策を徹底するため、検疫の強化等の措置を講じる）
- ・ 内閣総理大臣の内閣官房及び緊急参集チーム協議出席省庁に対する指示（水際対策を徹底し、国民の安全・安心の確保に万全を尽くすこと）
- ・ 省内において検疫強化のための症例定義について、メキシコからの侵入を最大限防ぐ観点から検討した
- ・ メキシコ、米国におけるインフルエンザ様疾患の流行状況を踏まえ、検疫の強化
検疫所宛の指示事項
 - ①メキシコ便は機内で質問表及びサーモグラフィーによる有症者の把握を行う
 - ②38℃以上の発熱又は 2 項目以上の急性呼吸器症状のある者に診察を行い、豚インフルエンザが疑われる場合には迅速診断検査を行う
 - ③迅速診断陽性の場合には受診勧奨する
 - ④陰性の場合には本人の同意を得たうえで健康監視の対象とし都道府県に通知する
 - ⑤米国便はブースで検疫を行うが、メキシコに渡航・滞在した者を把握した場合には

同様の対応を行うこと等

○4月27日(月)(カナダに初の感染者)

- ・新規停留施設確保開始
- ・豚インフルエンザ対策に関する関係閣僚会合の開催(当面の政府対処方針を決定)
- ・関係省庁対策会議幹事会(課長級)の開催(政府対処方針の確認)

○4月28日(火)

- ・WHOがフェーズ4を宣言【5:36 記者会見】
- ・豚インフルエンザ(H1N1)を新型インフルエンザとして厚生労働大臣が宣言(法律上新型インフルエンザとして施行される)【5:50】
- ・緊急参集チーム協議(確認事項:発生国から入国した感染者の隔離・停留を行うなど、ウイルスの国内侵入の防止を目的とした水際対策に全力を尽くす)【6:59】
- ・検疫所に対し、検疫所業務管理室長通知「新型インフルエンザ(H1N1)に対する検疫対応について」を発出【7:06】

検疫所宛の指示事項

①「水際対策に関するガイドライン」及び「検疫に関するガイドライン」に基づく検疫対応の指示

②対象国をメキシコ・米国(本土)・カナダとした

- ・新型インフルエンザ対策本部(本部長:内閣総理大臣)の設置【8:00】
- ・新型インフルエンザ対策本部第1回会合の開催(基本的対処方針を決定)【12:35】
- ・成田空港の停留施設を確保
- ・厚生労働省内部部局等からの応援派遣開始

○4月29日(水)

- ・結核感染症課長通知「新型インフルエンザ(豚インフルエンザ H1N1)に係る症例定義について」

疑い患者の定義

38℃以上の発熱又は急性呼吸器症状(①鼻汁もしくは鼻閉②咽頭痛③咳嗽④発熱又は熱感や悪寒のうち2つ以上)があり、かつ10日以内にまん延している国、地域に滞在もしくは旅行した者であって、インフルエンザ簡易キットによりA型陽性となったもの

- ・関西空港の停留施設を確保

○4月30日(木)

- ・WHOはフェーズ5を宣言
- ・停留予定者について、患者のPCR結果判明まで一時待機を実施(一時待機の場所を成田空港内で確保)
- ・米国・ロスアンゼルスより到着した有症者に対しPCR検査を実施。PCR検査の結果、新型インフルエンザ感染者では無いと確定、翌日解除【成田空港での疑い事例:1例目】
- ・防衛省等からの応援派遣開始

○5月1日(金)

- ・ 新型インフルエンザ対策本部第2回会合の開催（基本的対処方針を改訂）
- ・ 第1回専門家諮問委員会の開催（病原性・感染力等の評価、基本的対処方針に基づく諸施策に関する評価）
- ・ 国立感染症研究所からPCR検査用試薬（プライマー・プローブ）の提供及びそれに伴う検査体制の立ち上げ
- ・ 成田空港の健康監視データの入力業務においては本省職員の応援により16台のパソコンで入力していたが、都道府県への情報提供に遅れが生じてきたため、さらに人材派遣を活用し入力業務に係る人員を30名増員した。

○5月2日（土）

- ・ 新型インフルエンザ関係省庁（内閣官房、外務、厚生労働、防衛、警察、消防）局長級会議の開催（米軍基地における疑い事例への対応について）
- ・ 入国管理局で健康カードを持っていない者の確認（持っていない者は検疫に戻す）を法務省に要請、5日より実施

○5月3日（日）

- ・ 検疫所検査課に新型インフルエンザ検査マニュアルを整備
- ・ 成田空港の停留施設として近隣ホテルを確保・立ち上げ
- ・ 中部空港の停留施設として近隣ホテルを確保・立ち上げ

○5月4日（月）

- ・ 新型インフルエンザ関係省庁（内閣官房、厚生労働、防衛、厚生労働、防衛、警察、消防、国土交通、海上保安、法務、財務）局長級会議の開催（帰国ラッシュに対応するための検疫体制の増強について）
- ・ 米国・ロスアンゼルスより到着した便の有症者に対しPCR検査を実施。新型インフルエンザ感染者では無いと確定、翌日解除【成田空港での疑い事例：2例目】

○5月5日（火）

- ・ 米国・サンフランシスコより到着した便の有症者に対しPCR検査を実施。新型インフルエンザ感染者では無いと確定、翌日解除【関西空港での疑い事例：1例目】
- ・ 米国・デトロイトより到着した便の有症者に対しPCR検査を実施。新型インフルエンザ感染者では無いと確定、翌日解除【中部空港での疑い事例：1例目】
- ・ 関西空港の停留施設として近隣ホテルを確保・立ち上げ

○5月7日（木）

- ・ 国立感染症研究所より、検疫所が実施する配布されたプライマーでの検査精度には問題無いとの回答を得る。これにより、検疫所での検査結果での判定の確定を開始。

○5月8日（金）

- ・ 米国・デトロイトより到着した便にて複数の有症者に簡易検査を実施し、2名がA型陽性。有症者からの聞き取りで他にも同行者が多数いる事が判明（カナダ滞在）【成田空港での疑い事例：3例目】
- ・ 既に降機し関空への乗継便に搭乗しようとしていた同行者を同定し、搭乗中止。すでに

咳・発熱症状を訴える者もいたため健康相談室に誘導して詳細な聞き取りを行った結果7名が体調不良を訴えたため簡易検査を実施した。そのうちA型陽性となった1名を加えた計3名についてPCR検査を実施。確認検査のため検体を国立感染症研究所へ搬送

- ・成田検疫所検査課による検査の結果、3検体とも新型インフル陽性
- ・成田にて停留予定者の一時待機決定（対象者 49名）

○5月9日（土）

- ・国立感染症研究所で並行して行われた確認検査（PCR）の結果も3検体とも新型インフル陽性【成田空港での確定患者事例：1～3人目】
- ・大臣会見：米国から成田空港に到着した乗客3名について、新型インフルエンザ感染を確認

停留施設において1名が発熱したため、病院へ搬送。確認のため、千葉県衛生研究所でPCR検査を実施。並行して国立感染症研究所で確認検査実施

- ・新型インフルエンザ感染者の発生を受け、国内初の停留（49名：うち1名は停留施設に入ってすぐに発熱し、病院で隔離となる）のため停留施設へ移送。【成田空港での最初の停留事例】
- ・新型インフルエンザ対策本部水際対策関係省庁幹事会の開催（成田空港における感染確認について）

○5月10日（日）

- ・千葉県衛生研究所でのPCR検査及び国立感染症研究所での確認検査の結果、新たに1名が新型インフルエンザ感染者と確定、そのまま隔離【成田空港での確定患者事例：4人目】

○5月11日（月）

- ・厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部より成田空港での隔離・停留者に対する疫学調査を国立感染症研究所に依頼

○5月13日（水）

- ・新型インフルエンザ対策本部専門家諮問委員会から、5月10日に成田空港の検疫体制において発見された4名の日本人新型インフルエンザ患者について、疫学情報と臨床経過を詳細に検討したことに基づき、停留に関する報告を受けた。そこでは、

- 臨床経過は、季節性インフルエンザと極めて類似していること、但し、基礎疾患のある人を中心に、一部重篤化する例が報告されていることに留意すべきであること
- 米国CDCが発出したガイダンスによると新型インフルエンザの潜伏期間は1～7日とされており、日本人4名の感染事例における病状もそれと矛盾しないと考えられたこと

などから、停留をはじめ、新型インフルエンザの潜伏期間に基づいて実施されている各種の水際対策については、潜伏期間を7日間であることを前提として取り組むように要請する、とされた。

- ・結核感染症課長通知「新型インフルエンザにおける都道府県等による健康監視について」により停留期間及び健康監視の期間を10日間から7日間に変更

【新型インフルエンザ国内発生以降】

2009年5月16日～7月23日

○5月16日（土）

- ・兵庫県神戸市で国内最初の新型インフルエンザ患者の発生を確認
- ・第4回専門家諮問委員会の開催（基本的対処方針の実施について）

○5月16日（土）～19日（火）

- ・5月8日成田空港着の乗客4名が隔離されていたが、16日に1名、17日に2名、19日に1名隔離解除を行うことにより、本便への対応が終了した。

○5月21日（木）

- ・第5回専門家諮問委員会の開催（基本的対処方針の改訂案等について）

○5月22日（金）

- ・5月21日成田空港に米国・シカゴより到着した便（機内検疫実施）の乗客のうち1名が新型インフルエンザウイルスに感染していることが確認された。そのため、その患者を感染症指定医療機関に隔離するとともに、その患者の濃厚接触者11名を停留措置とした。

【成田空港での確定患者事例：5人目及び成田空港での停留2事例目：11名】

- ・新型インフルエンザ対策本部第4回会合の開催（基本的対処方針を改訂）
- ・新型インフルエンザ対策本部の開催結果を受け、今回の新型インフルエンザの性質についての知見、国内での発生状況を踏まえ、「基本的対処方針」を改訂し、これに基づき「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」について厚生労働省において策定した。

新たな方針において、入国時の検疫対応等については、健康状態質問票に基づく確実な健康状態の把握に力点を置いた検疫を行うこととし、原則として機内検疫からブース検疫によることとし、検疫前の通報において有症者がいる場合は、状況に応じ、機内検疫を行うこととした。

検疫において患者を確認した場合は、引き続き隔離措置とするが、濃厚接触者については、停留を行わず、外出自粛を要請するとともに、より慎重な健康監視とし、居住地の都道府県等に対して速やかに連絡をとることとした。さらに、その他の同乗者については、健康監視の対象とはせず、健康状態に異常がある場合に、本人から発熱相談センターへの連絡をもらうこととした。

- ・これに伴い、5月21日より停留措置を行っていた11名に対し、停留措置を解除し、外出自粛を要請し慎重な健康監視に切り替えた。

○5月24日（日）、25日（月）、6月9日（火）

- ・成田空港に5月24日カナダ・バンクーバーより到着した乗客1名、25日米国・ロサンゼルスより到着した乗客2名、6月9日カナダ・トロントより到着した2名、関西空港に16日米国・ホノルルより到着した乗客1名が新型インフルエンザにウイルスに感染していることが確認され、隔離措置を実施。濃厚接触者については、健康監視。【成田空港での確定患者事例：6～10人目及び関西空港での確定患者事例：1人目】

○5月29日（金）、31日（日）

- ・今回の新型インフルエンザ対策のために確保した停留施設においては、新型インフルエンザ患者の発生は5月9日の成田空港停留施設（近隣ホテル）の1名のみであり、他の停留施設での発症はなかった。ヒトへの感染力の持続期間を考慮すれば消毒を行う必要はないが、成田空港停留施設として協力を得た民間のホテルからの要望により、念のため5月29日に成田空港検疫所による消毒を実施した。その上で、5月31日これに伴い、「成田空港停留施設を含めた全ての停留施設での感染のおそれはなく、安全に宿泊していただくことができます。」旨のプレスリリースを発出した。

○6月19日（金）

- ・「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」について、WHOのフェーズ6宣言、秋冬に向けて全国的かつ大規模な患者の増加が起こるおそれから、感染の急速な拡大と大規模かつ一斉の流行を抑制・緩和するための公衆衛生対策の効果的な実施などの考え方を示す改訂がなされた。

新たな方針において、入国時の検疫対応等については、健康カードの配布等による入国者全員への十分な注意喚起に力点を置くこととされた。

具体的には、入国時の検疫対応等については、検疫で判明した有症者（同一旅程の集団から複数の有症者が認められた場合を除く）については、原則、PCR検査を行わず、公共交通機関を使わないなどにより帰宅（自宅療養）させ、同一旅程の集団から複数の有症者が認められた場合は、検疫所において確認のためのPCR検査を行い、陽性の場合には本人に連絡し医療機関への受診を勧奨し、その同行者について保健所に情報提供することとされた。

- ・運用指針による検疫対応の変更に伴い、3名の隔離及び健康監視を解除。

○6月19日（金）～7月23日（木）

- ・この間に、成田空港21名、関西空港2名、中部空港2名の確定患者を確認